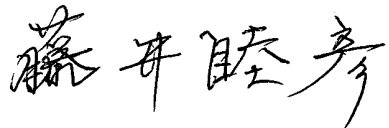


平成 29 年 12 月 22 日

鞍手町長 徳 島 眞 次 様

鞍手町庁舎等建設検討委員会

委員長



鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について（最終答申）

平成 29 年 5 月 31 日付、29 鞍総庁第 8 号で鞍手町長から鞍手町庁舎等建設検討委員会に対し諮問された事項のうち鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

鞍手町庁舎等建設に関する三つの諮問事項のうち、庁舎等建設の候補地及び規模機能については、第 5 回検討委員会において中間答申を終えているところであり、残す「鞍手町庁舎等建設基本計画（案）」について、慎重に審議を行った結果、本基本計画（案）は妥当と判断します。

なお、当検討委員会においての意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので、決定に際しては考慮いただき慎重なご判断をお願いします。

付 帯 意 見

1. 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について

- （１）公共施設の集約を行うからには相応の対応が必要であり、渋滞緩和のための建設地周辺道路等の整備改良を含め、事業の実施にあたっては、近隣住民の方々に迷惑が掛からないよう配慮すること。
- （２）建設地内に存する墓所の移転改葬については、事業費の増嵩に留意しつつ、関係者との調整など丁寧に作業を進めること。
- （３）総合福祉センターの機能集約化に伴い福祉サービスの低下を招かないよう、行政と町社会福祉協議会とが連携を図ることのできる組織体制や配置の検討に努めること。
- （４）総合福祉センターは、町内唯一の福祉避難所であることから、機能集約化にあたっては、庁舎等建設に併せてその機能を確保すること。
- （５）機能集約先の一つである中央公民館の改修検討にあたっては、関係団体等との意見交換を十分に行い、より利用しやすい施設となるよう努めること。
- （６）新庁舎の主要な機能として、会議室などの必要な諸室を確保するとともに、具体的な検討の際には、諸室の専用性の確保についても考慮すること。
- （７）有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までの建て替え完了に努めるとともに、今後の事業執行段階においては、低価格かつ高品質な庁舎が完成するよう、透明性を確保しつつ適正な業者選定を行うこと。
- （８）公共施設の集約化に伴い周辺地域となる方にも理解いただけるよう、基本計画の周知をしっかりと行い、住民説明会の際には、町の考え方を丁寧に説明すること。

2. その他関連意見

- （１）住民の間では、庁舎等建設とくらべて病院移転建替えが一体的に進むということが広く認知されており、それぞれの事業が、有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までに建て替えが完了するよう努力すること。

以上